

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容	移動タンク貯蔵所における危険物の貯蔵取扱基準順守命令	
根拠法令等及び条項	消防法第11条の5第2項	
処分基準	根拠条項	消防法第11条の5第2項
	参考事項	消防法第10条第3項、危険物の規制に関する政令第26条第1項
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>消防法 第11条の5 2 市町村長（消防本部及び消防署を置く市町村以外の市町村の区域においては、当該区域を管轄する都道府県知事とする。）は、その管轄する区域にある移動タンク貯蔵所について、前項の規定の例により、第10条第3項の技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。</p>	